

## 学校経営のポイント

### “多様な研修成果の共有化”を図る試み

若井 彌一

夏季休業日も、そろそろ終わりに近くなってきた。7月初旬に出された文部科学省通知により、教育現場にちょっとした波紋が広がっていると聞く。

いわゆる「自宅研修」の取り方について、その運用の適正化の自覚を促すことが趣旨の一つであるが、一部には「過剰反応」も見られるようである。

#### 教職に不可欠な“不断の研究と修養”

教員にとっては、知識としては常識に属するものの一つに「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」という教育公務員特例法第19条第1項の規定がある。そして、この規定をふまえたうえで、同法第20条（研修の機会）や第20条の2（初任者研修）等の諸規定が設けられている。

第20条第2項「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」もその一つである。

この規定は、教員を含む教育公務員の職責遂行にとって、不断の研究と修養が不可欠であることを認識したうえで、教員の勤務（態様）の特殊性を考慮して、特権的ではなく特例的な研修のあり方を法的に確認したものである。

念のため付言すれば、「研修」とは「研究と修養」をつめて表現したものであり、研究に対してそれほど深みのないものとか、それほど本格的ではない容易なものというような意味の言葉ではない。

さて、肝心なことは、教育公務員特例法第20条第2項が教員に特権としての研修を認めたものかどうかということではない。論点の核心は、第19条第1項の“不断の研究と修養”の努力義務規定をふ

まえて、第20条第2項がどのように運用されることが望ましいかということである。

研修ニーズは、個々の教員によって多様であり、その承認は、可能な限り寛容の態度（いい加減ということではない）をもって臨むことが望まれる。

今回の文科省通知が、主にこの「入口」に焦点づけられて理解されているようにも思われるが、より大切なことは「出口」すなわち、研修の成果の確認とその共有化を図る試みである。

#### 異業種体験を含む“研修成果の共有化”

この夏休みを利用して、民間企業での教員の研修が活発化していることが報じられている（8月16日付『朝日新聞』一面トップ）。「世間知らずの学校の先生」という酷評もあるくらいだから、「世間の厳しさ」を体験するという試みも貴重ではあろう。むろん、企業体験がすべてではない。

教員にとって豊かな教養は決定的に重要であり、これは直接体験でのみ充足できるものではなく、豊富な読書を不可欠としている。多様な体験や読書等の研修成果を、単に事務手続き文書としての報告にとどめるのではなく、校内研修の際に発表するとか、『研修成果集録』などの方法によって、教職員の共有財産とする試みに取り組んでいただきたい。

求められているのは、この試みを通しての、個々の、また教職員全体の職能の発達・向上である。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

■教育管理職選考への論点整理・資料活用に■

### 教職研修‘02情報版

好評発売中！ 資料CD添付／定価 2730円

最新刊！ 学校経営実務に直結した最近5年間の重要新・改正法令85項目を詳解！ 定価2415円 教育開発研究所刊  
**学校管理職選考で問われる最新教育法規** 菱村幸彦〔編集〕

新指導要領全面実施と“各学校での評価規準づくり”へのテキスト！ 学校・教委の一括採用増加！

中学校 『評価規準の作成と活用』国研・評価規準全文収録

既刊 小学校 『評価規準の作成と活用』 大好評発売中！ B5判304頁・定価2400円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）